



県章

三重県公報

昭和53年7月7日 金曜日 第10674号

目次

条 例	
○ 三重県家畜保健衛生所手数料条例	(畜産課) 2
○ 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する 条例	(職員課) 4
○ 三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 15
○ 三重県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改 正する条例	(道路維持課) 16
規 則	
○ 三重県証紙条例施行規則の一部を改正する等の規則	(畜産課) 17
告 示	
○ 指定医療機関からの廃止の届出	(社会課) 17
○ 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機 関の申出の受理	(保険課) 19
○ 医療機関の指定	(予防課) 19
○ 医療機関からの指定の辞退	(同) 19
○ 使用料の収納事務の委託	(青少年健民課) 19
公 告	
○ 三重県公営企業の業務状況の公表	(財政課) 20
○ 土地改良区の土地改良事業計画及び定款変更の認可	(耕地第一課) 34
○ ほ場整備事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同) 34
○ 基本測量を実施する旨の通知	(用地対策課) 34
お 知 ら せ	
○ 県行造林立木の一般競争入札	(林業課) 34

課長補佐
主幹
主任
主査
主簿
主計
主税
主査
主簿
主計
主税



三重県家畜保健衛生所手数料条例をここに公布する。

昭和五十三年七月七日

三重県知事 田川 亮 三

三重県条例第二十七号

三重県家畜保健衛生所手数料条例

(手数料の納付)

第一条 三重県家畜保健衛生所において、家畜の診療、検査、処置等(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の規定によるものを除く。)を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付時期)

第三条 手数料の納付時期は、診療、検査、処置等を受ける時とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十三年八月一日から施行する。
2 三重県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和三十年三重県条例第二十七号)は、廃止する。

別表

Table with 2 columns: 区分 (District/Category) and 手数料の額 (Fee Amount). Row 1: 診療 (Treatment) with detailed text regarding fees based on agricultural disaster relief laws.

続中に他の疾病傷害が発生した場合における当該疾病傷害に係る初診を除く)の場合にあつては、当該額に五百円を加えた額とする。

二 検査

Table listing inspection items and fees: イ TTC法による生乳検査 (1件につき 三〇〇円), ロ 赤血球凝集抑制反応法による牛流行性感胃抗体検査 (1件につき 四〇〇円), ハ 馬伝染性貧血検査 (1件につき 一、七〇〇円), ニ 凝集反応法による豚萎縮性鼻炎抗体検査 (1件につき 一五〇円), ホ トキソプラスマ病検査 (1件につき 二〇〇円), ヘ 顕微鏡検査による寄生虫検査 (1件につき 一〇〇円)

三 予防注射

Table listing vaccination items and fees: イ 豚萎縮性鼻炎 種雌豚 (1回につき 一、〇〇〇円), 子豚 (1回につき 三〇〇円), ロ 豚伝染性胃腸炎 種雌豚 (1回につき 七五〇円), 子豚 (1回につき 五〇〇円)

四 その他

Table listing other services and fees: イ 去勢 牛又は馬 (1件につき 六〇〇円), 豚 (1件につき 三〇〇円), ロ 妊娠鑑定 牛又は馬 (1件につき 五〇〇円), 豚 (1件につき 三〇〇円), ハ 人工授精施術 (1回につき 三、〇〇〇円)

県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年七月七日

三重県知事 田川 亮 三

三重県条例第二十八号

県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例

(県吏員職員退職諸給与支給条例の一部改正)

第一条 県吏員職員退職諸給与支給条例(昭和九年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条ノ四第一項中「百二十三万円」を「百三十二万円」に、「六百十五万円」を「六百六十万円」に、「七百三十八万円」を「七百九十二万円」に改める。

第三十六条ノ二第二項第一号中「四十三万三千二百二十四円」を「四十六万二千百三十二円」に改める。

第三十九条第二項中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改め、同条第六項中「十二万円」を「十五万円」に改める。

第四十五条第二項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に改める。

別表第一号表中「二、七三六、〇〇〇円」を「二、九九一、〇〇〇円」に、「二、二三九、〇〇〇円」を「二、四六〇、〇〇〇円」に、「一、八〇〇、〇〇〇円」を「一、九八九、〇〇〇円」に、「一、三八一、〇〇〇円」を「一、五三一、〇〇〇円」に、「一、〇七四、〇〇〇円」を「一、三〇一、〇〇〇円」に、「八三九、〇〇〇円」を「九四九、〇〇〇円」に改める。

別表第二号表中「二、九二一、〇〇〇円」を「三、一八三、〇〇〇円」に、「二、四二五、〇〇〇円」を「二、六四一、〇〇〇円」に、「一、〇七一、〇〇〇円」を「二、二六五、〇〇〇円」に、「一、七〇一、〇〇〇円」を「一、八六一、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円」を「一、四九三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三、〇一〇、三〇〇円」を「三、一三三、〇〇〇円」に、「二、七八五、四〇〇円」を「二、九八一、七〇〇円」に、「二、六六七、二〇〇円」を「二、八五五、二〇〇円」に、「二、五七三、六〇〇円」を「二、七五五、一〇〇円」に、「一、八〇五、七〇〇円」を「一、九三三、四〇〇円」に、「一、七二〇、四〇〇円」を「一、八四一、一〇〇円」に、「一、五四八、二〇〇円」を「一、六五七、九〇〇円」に、「一、三六〇、一〇〇円」を「一、三五四、六〇〇円」に、「一、三一一、一〇〇円」を「一、二九七、二〇〇円」に、「一、三三〇、四〇〇円」を「一、三二〇、八〇〇円」に、「一、〇九八、五〇〇円」を「一、一七六、七〇〇円」に、「一、〇六五、六〇〇円」を「一、一四一、五〇〇円」に、「九三六、五〇〇円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「八二九、五〇〇円」を「八八八、九〇〇円」に、「八〇〇、一〇〇円」を「八五七、四〇〇円」に、「七七九、三〇〇円」を「八三五、二〇〇円」に、「七六〇、九〇〇円」を「八二五、五〇〇円」に、「七四二、七〇〇円」を「七九六、〇〇〇円」に、「七二三、三〇〇円」を「七六四、五〇〇円」に、「六九六、〇〇〇円」を「八四一、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、〇一〇、三〇〇円」を「三、一三三、〇〇〇円」に、「二、七八五、四〇〇円」を「二、九八一、七〇〇円」に、「二、六六七、二〇〇円」を「二、八五五、二〇〇円」に、「二、五七三、六〇〇円」を「二、七五五、一〇〇円」に、「一、八〇五、七〇〇円」を「一、九三三、四〇〇円」に、「一、五四八、二〇〇円」を「一、六五七、九〇〇円」に、「一、四六八、八〇〇円」を「一、五七三、九〇〇円」に、「一、三一一、一〇〇円」を「一、二九七、二〇〇円」に、「一、三三〇、四〇〇円」を「一、三二〇、八〇〇円」に、「一、〇六五、六〇〇円」を「一、一四一、五〇〇円」に、「一、〇〇〇、三〇〇円」を「一、〇七一、六〇〇円」に、「九三六、五〇〇円」を「一、〇〇三、四〇〇円」に、「九〇七、五〇〇円」を「九七二、三〇〇円」に、「八五五、〇〇〇円」を「九一六、二〇〇円」に、「七六〇、九〇〇円」を「八二五、五〇〇円」に、「七四二、七〇〇円」を「七九六、〇〇〇円」に、「七二三、三〇〇円」を「七六四、五〇〇円」に、「五三三、〇〇〇円」を「六〇三、〇〇〇円」に改める。

(県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「昭和五十二年四月分」を「昭和五十三年四月分」に改め、同項の(イ)の表中「五八九、〇〇〇円」を「六三三、〇〇〇円」に、「四四一、八〇〇円」を「四六六、五〇〇円」に、「二九四、五〇〇円」を「三一一、〇〇〇円」に改め、同項の(ロ)の表中「三三〇、〇〇〇円」を「三六〇、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「二八〇、〇〇〇円」に、「二九四、五〇〇円」を「三二一、〇〇〇円」に、「三三〇、九〇〇円」を「三三三、三〇〇円」に、「二四七、三〇〇円」を「二五五、五〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第三条 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和四十九年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十三年六月分」に、「八十歳以上の者に給する普通退職料又は八十歳以上の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通退職料の昭和五十年八月分以降の年額についてはその超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通退職料又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通退職料の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数が五年に達するまでは三分の二」を「その超える年数が十三年に達するまでは、三分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する普通退職料又は扶助料の昭和五十三年五月分までの年額については、なお従前の例による。

第四条 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和三十二年三重県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項及び第二項中「六万円」を「七万二千元」に、「三万六千元」を「四万八千元」に、「二万四千元」を「三万六千元」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

- 一 年金条例第四十五条第一項第二号に規定する扶助料 八十五万二千元
- 二 年金条例第四十五条第一項第三号に規定する扶助料 六十五万千元

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例(以下「改正後の年金条例」という。)第三十二条ノ四、第三十九条第二項、第四十五条及び別表第一号表から別表第四号表までの規定並びに改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年三重県条例第四十一号。以下「改正後の三重県条例第四十一号」という。)附則第五条の規定は、昭和五十三年四月一日から、改正後の年金条例第三十六条ノ二及び第三十九条第六項の規定、改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和四十九年三重県条例第四十四号)附則第七条の規定並びに改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和三十二年三重県条例第五十二号。以下「改正後の三重県条例第五十二号」という。)附則第九条の規定は、昭和五十三年六月一日から適用する。

(普通退職料等の年額の改定)

第二条 県吏員職員又はその遺族に給する普通退職料又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の年金条例別表第三号表及び別表第四号表の規定の適用については、別表第三号表中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七四六、〇〇〇円」と、別表第四号表中「六〇三、〇〇〇円」とあるのは「五五九、五〇〇円」とする。

3 昭和五十三年三月三十一日において現に受けてゐる退職諸給与の年額の計算

の基礎となっている俸給年額が六五五、五〇〇円以上七一三、三〇〇円未満の普通退職料又は扶助料で、六十歳以上の者に給するもの同年六月分以降の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額」とする。

(通算退職料及び通算扶助料の額の改定)

第三条 昭和三十七年十一月三十日以前に退職した県吏員職員に係る通算退職料で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職料に係る在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円

一 通算退職料の仮定俸給月額(当該通算退職料の額の算定の基礎となつた退職当時の俸給月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職料を普通退職料とみなして県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和四十年三重県条例第四十三号)その他普通退職料の年額の改定に関する条例の規定によりその普通退職料の年額を改定するものとした場合にその改定年額の算定の基礎となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職料については、同項の規定にかかわらず、昭和五十三年四月分以降、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職料の仮定俸給月額に相当する金額に、在職年数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職料の額に、退職の日における年齢に応じ県吏員職員退職諸給与支給条例別表第五号表に定める率を乗じて得た金額

3 昭和三十七年十一月三十日以前に退職した県吏員職員に係る通算退職料で、昭和五十三年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以降、その額を、第二項中「同年四月分」とあるのは「同年六月分」

と、「四十三万三千二百二十四円」とあるのは「四十六万二千三百三十二円」と、第二項中「昭和五十三年四月分」とあるのは「昭和五十三年六月分」と読み替えて、前三項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 昭和三十七年十一月三十日以前に退職した県吏員職員に係る通算扶助料で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以降、その額を、当該通算扶助料を通算退職料とみなして第一項及び第二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 昭和三十七年十一月三十日以前に退職した県吏員職員に係る通算扶助料で、昭和五十三年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以降、その額を、当該通算扶助料を通算退職料とみなして第三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(増加退職料等に関する経過措置)

第四条 増加退職料については、昭和五十三年四月分以降、その年額(改正前の県吏員職員退職諸給与支給条例第三十九条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の年金条例第三十九条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の増加退職料の年額に関する改正後の年金条例第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「別表第一号表」とあるのは、「県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和五十三年三重県条例第二十八号)附則別表第二」とする。

第五条 昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病一時金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十三年四月一日から同年五月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病一時金に関する改正後の年金条例第四十条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例(昭和五十三年三重県条例第二十八号)附則別表第三」とする。

第六条 妻に係る年額の加給をされた増加退職料については、昭和五十三年四月

分以降、その加給の年額を、九万六千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加退隠料については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万七千六百円（増加退隠料を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については六万円）、その他の扶養家族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

3 県吏員職員退職諸給与支給条例第三十九条第六項の規定による年額の加給をされた増加退隠料については、昭和五十三年六月分以降、その加給の年額を、十五万円に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第七条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万七千六百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第八条 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年三重県条例第五十二号）附則第九条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の三重県条例第五十二号附則第九条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第九条 昭和五十三年四月分及び同年五月分の六十歳以上の者又は六十歳未満の妻で扶養遺族である子を有するものに給する扶助料の年額に関する改正後の三重県条例第四十一号附則第五条第一項の規定の適用については、同項の(ウ)の表の下欄中「三三〇、〇〇〇円」とあるのは「三三七、九〇〇円」と、「二七〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、四〇〇円」と、「一八〇、〇〇〇円」とあるのは「一六九、〇〇〇円」とする。

(職権改定)

第十条 この条例の附則の規定による退職諸給与年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(退職諸給与年額の改定の場合の端数計算)

第十一条 この条例の附則の規定により退職諸給与年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た退職諸給与年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の退職諸給与年額とする。

(多額所得による普通退隠料停止についての経過措置)

第十二条 改正後の年金条例第三十二条ノ四の規定は、昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通退隠料についても、適用する。

附則別表第一

退職諸給与年額の計算の基礎となつて いる俸給年額	仮定俸給年額
六二七、二〇〇円	六七二、四〇〇円
六五五、五〇〇円	七〇二、七〇〇円
六八四、六〇〇円	七三三、八〇〇円
七一三、三〇〇円	七六四、五〇〇円
七四二、七〇〇円	七九六、〇〇〇円
七六〇、九〇〇円	八二五、五〇〇円
七七九、三〇〇円	八三五、二〇〇円
八〇〇、一〇〇円	八五七、四〇〇円
八二九、五〇〇円	八八八、九〇〇円
八五五、〇〇〇円	九一六、二〇〇円
八七八、七〇〇円	九四一、五〇〇円
九〇七、五〇〇円	九七二、三〇〇円
九三六、五〇〇円	一、〇〇三、四〇〇円
九六八、三〇〇円	一、〇三七、四〇〇円
一、〇〇〇、三〇〇円	一、〇七一、六〇〇円
一、〇四〇、二〇〇円	一、一〇四、三〇〇円
一、〇六五、六〇〇円	一、一四一、五〇〇円
一、〇九八、五〇〇円	一、一七六、七〇〇円
一、一三〇、四〇〇円	一、二一〇、八〇〇円

1' 一九四、一〇〇円
 1' 三二一、一〇〇円
 1' 三六〇、一〇〇円
 1' 三三五、二〇〇円
 1' 三九七、一〇〇円
 1' 四三三、八〇〇円
 1' 四六六、八〇〇円
 1' 五一八、七〇〇円
 1' 五四八、二〇〇円
 1' 六三三、七〇〇円
 1' 六七六、〇〇〇円
 1' 七二〇、四〇〇円
 1' 八〇五、七〇〇円
 1' 八九二、〇〇〇円
 1' 九一四、二〇〇円
 1' 九八五、四〇〇円
 1' 〇八六、四〇〇円
 1' 一八六、四〇〇円
 1' 二四八、一〇〇円
 1' 三〇八、三〇〇円
 1' 四三〇、六〇〇円
 1' 五五〇、二〇〇円
 1' 五七三、六〇〇円
 1' 六六七、二〇〇円
 1' 七八五、四〇〇円
 1' 九〇三、三〇〇円
 1' 〇一〇、三〇〇円
 1' 〇九三、八〇〇円

1' 二七九、〇〇〇円
 1' 二九七、二〇〇円
 1' 三四九、六〇〇円
 1' 四一九、三〇〇円
 1' 四九六、二〇〇円
 1' 五三五、五〇〇円
 1' 五七二、九〇〇円
 1' 六二六、三〇〇円
 1' 六五七、九〇〇円
 1' 七四九、四〇〇円
 1' 七九四、六〇〇円
 1' 八四二、一〇〇円
 1' 九三三、四〇〇円
 1' 〇二五、七〇〇円
 1' 〇四九、五〇〇円
 1' 一二五、七〇〇円
 1' 一三三、七〇〇円
 1' 一四〇、七〇〇円
 1' 一四六、八〇〇円
 1' 一四七、二〇〇円
 1' 一六〇、一〇〇円
 1' 一七三〇、〇〇〇円
 1' 七三〇、〇〇〇円
 1' 七五五、一〇〇円
 1' 八五五、二〇〇円
 1' 九八一、七〇〇円
 1' 一〇七、八〇〇円
 1' 一三三、〇〇〇円
 1' 三一一、七〇〇円

1' 一七二、七〇〇円
 1' 三三四、二〇〇円
 1' 四七七、五〇〇円
 1' 五五四、七〇〇円
 1' 六二七、八〇〇円
 1' 七七七、二〇〇円
 1' 八四五、二〇〇円
 1' 九四四、一〇〇円
 1' 〇六六、八〇〇円
 1' 一三三、一〇〇円
 1' 三〇三、五〇〇円
 1' 三七九、五〇〇円
 1' 四四九、二〇〇円
 1' 五三六、三〇〇円
 1' 六九二、〇〇〇円
 1' 八四七、九〇〇円
 1' 九二五、〇〇〇円
 1' 〇〇四、〇〇〇円

1' 三九六、一〇〇円
 1' 五五八、二〇〇円
 1' 七二二、二〇〇円
 1' 八四四、八〇〇円
 1' 八八三、〇〇〇円
 1' 〇四二、九〇〇円
 1' 一二五、七〇〇円
 1' 二〇〇、一〇〇円
 1' 三五二、八〇〇円
 1' 五二八、三〇〇円
 1' 五九八、七〇〇円
 1' 六七四、七〇〇円
 1' 七五四、四〇〇円
 1' 八三一、五〇〇円
 1' 九八七、二〇〇円
 1' 一四三、一〇〇円
 1' 三二〇、二〇〇円
 1' 二九九、二〇〇円

退職諸給与年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六二七、二〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇七を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、退職諸給与年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、〇〇四、〇〇〇円を超える場合においては、その年額に二九五、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二

不具障害の程度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	二、九三二、〇〇〇円
第 二 項 症	二、四〇〇、〇〇〇円
第 三 項 症	一、九二九、〇〇〇円
第 四 項 症	一、四八二、〇〇〇円
第 五 項 症	一、一五二、〇〇〇円
第 六 項 症	八九九、〇〇〇円

附則別表第三

傷病の程度	金 額
第 一 款 症	三、二二〇、〇〇〇円
第 二 款 症	二、五八八、〇〇〇円
第 三 款 症	二、三三〇、〇〇〇円
第 四 款 症	一、八二四、〇〇〇円
第 五 款 症	一、四六三、〇〇〇円

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年七月七日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県条例第二十九号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百五条の三第二項中「千五百円」を「二千円」に改める。

第百七十一条の表第十五号の二の項中「ペラオキシン安息香酸の製造工程」の下に「又はペーターオキシンナフトエ酸の製造工程」を加え、同表に次のように加える。

二十二 令第五十六条の五に規定する木材加工業で自治省令で定めるものを営む者	その事業場内において専ら木材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
二十三 令第五十六条の五に規定する木材市場業で自治省令で定めるものを営む者	その事業場内において専ら木材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第百五条の三第二項の改正規定は、昭和五十三年十月一日から施行する。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

- 改正後の三重県県税条例（以下「新条例」といふ。）第百五条の三第二項の

規定は、昭和三十五年十月一日以後の旅船における宿泊及びこれに伴う飲食に
対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅船における宿泊
及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の
例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 新条例第七十一条の規定は、昭和三十五年六月一日以後における軽油の引
取りに係るものから適用し、同日前における軽油の引取りに係るものにつて
は、なお従前の例による。

三重県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

昭和三十五年七月七日

三重県知事 田川亮三

三重県条例第三十号

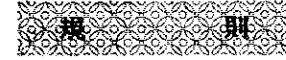
三重県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例

三重県特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和三十四年三重県条例第六十三
号)の一部を次のように改正する。

本則中「行なら」を「行う」に、「五百円」を「千円」に改める。

附則

この条例は、昭和三十五年八月一日から施行する。



三重県証紙条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
昭和三十五年七月七日

三重県知事 田川亮三

三重県規則第三十九号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する等の規則

(三重県証紙条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県証紙条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第八号)の一部を
次のように改正する。

別表第一第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第三十三
号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

三十三 三重県家畜保健衛生所手数料条例(昭和三十五年三重県条例第二
十七号)第一条に規定する手数料

(三重県家畜保健衛生所手数料徴収条例施行規則の廃止)

第二条 三重県家畜保健衛生所手数料徴収条例施行規則(昭和三十年三重県規
則第三十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、昭和三十五年八月一日から施行する。



三重県告示第302号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項第2号の規定
により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

昭和三十五年七月七日

三重県知事 田川亮三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
石原化工建設株 式会社	石原化工建設株 式会社	南牟婁郡紀和町 板谷132	53.5.16
紀州診療所	紀州事業所		
宮沢歯科医院	宮沢潤一	尾鷲市朝日町15-5	53.5.31
仲歯科医院	仲繁也	〃 港町8-23	〃
福山医院	福山益夫	〃 中井町6-35	53.6.15
中野歯科医院	中野浩	〃 賀田町336	〃
ヤマイチ薬局	高木一枝	一志郡美杉村八知864	53.5.31
風間薬局	風間政男	熊野市木本町138	53.6.15

小倉薬局	小倉正敏	尾鷲市野地町3-2	53.6.15
橋本薬局	橋本良七	北牟婁郡海山町 引本浦332	53.2.11
山下薬局	山下守康	尾鷲市中井町11-6	53.5.31
伊藤歯科医院	伊藤美代子	桑名市坂井543	53.3.31
明仁堂歯科医院	塚沢利元	津市丸之内本町2129	53.5.31
亀井歯科医院	亀井昌	伊予町486	"
寺田歯科診療所	寺田柿夫	乙部弁天町226	"
戸田歯科医院	戸田雅之	一身田町126	"
宮村歯科医院	宮村豊	一身田町587	"
中西歯科医院	中西東洋男	綿内町322-2	"
戸田歯科医院	戸田文子	栄町3丁目	"
勝田歯科医院	勝田多定	久居市東鷹跡町9	"
吉田歯科医院	吉田員雄	松阪市五十鈴町21	53.3.31
浜瀬歯科医院	浜瀬貞三	大黒田西林1765	"
武田歯科医院	武田俊男	上野市中町2985	53.5.31
稲浜歯科医院	稲浜弘	片原町2773	"
桃井歯科医院	桃井俊一良	丸之内36-1 上野市産業会館内	"
中谷歯科医院	中谷長太郎	名張市本町53	53.3.31
鈴木歯科医院	鈴木雄三	四日市市東新町2-20	53.6.30
渥美歯科医院	渥美一	諏訪栄町21-4	"
石川歯科医院	石川秀道	松阪市白粉町526	"
吉田歯科医院	吉田喜作	日野町693	"
成田歯科医院	成田実乃	新町998	"
山口歯科医院	山口耕作	殿町1251	"
オガタ歯科医院	小果清	名張市桔梗ガ丘1	"
田中歯科医院	田中勝男	尾鷲市三木里町495	"
巽歯科医院	巽豊	一志郡白山町南家城856	"
野村歯科医院	野村愛子	美杉村竹原256-5	"
奥川歯科診療所	奥山健男	志摩郡磯部町川辺	"
磯田歯科医院	磯田育実	度会郡紀勢町錦183-1	"
深水歯科医院	深水満	四日市市富田町 2丁目9-20	"
長島歯科医院	長島孝	鈴鹿市白子町6350	53.3.31
村井歯科医院	村井浩三	阿山郡大山田村猿野	53.6.30
小野歯科出張所	小野勝藏	飯南郡飯高町森大飼752	"

三重県告示第303号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

名称	所在地	指定及び申出 受理年月日
大西内科	津市半田口青谷3431の4	53.6.15
楠原歯科医院	津市新町1丁目12番4号	53.6.15
諏訪薬品株式会社	四日市市諏訪町11番3号	53.6.15
イセタニ薬局	津市淡見町630番地の28	53.6.15

三重県告示第304号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

名称	所在地	開設者	指定年月日
大西内科	津市半田口青谷 3431番地の4	大西正文	53.6.15
櫻井外科	桑名市矢田碓64番地	櫻井和美	53.5.1

三重県告示第305号

給核子防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の医療機関から指定の辞退があつた。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

名称	所在地	辞退年月日
櫻井外科	桑名市矢田碓19番地	53.4.30

三重県告示第306号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託した。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

1 使用料名

三重県都市公園条例(昭和47年三重県条例第33号)第10条の規定に基づく
鈴鹿青少年の森の徒渉池及び更衣用ロッカーの使用料

2 委託先

鈴鹿市神戸矢田部町692
鈴鹿市体育指導委員連絡協議会
会長 橋本松久

3 委託期間

昭和53年7月11日から同年8月31日まで



地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、
昭和52年10月1日から昭和53年3月31日までの三重県公営企業の業務状況を次の
とおり公表する。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

水道事業

1 事業の概況

志摩水道用水供給事業は、志摩郡磯部町、阿見町、浜島町、大王町及び
志摩町に対し、第1期及び第2期事業を合わせ1日最大給水量2万5,800
立方メートルを給水している。

中勢水道用水供給事業は、津市、久居市並びに一志郡一志町及び嬉野町
に対し、1日最大給水量6万450立方メートルを給水しているが、今後の
水需要に対処するため、拡張事業として、1日最大計画水量2万36立方メ
ートル(うち、1,655立方メートルは、一部給水開始済)を総事業費44億
1,200万円で、昭和50年度から昭和57年度完成を目途に施行中である。

また、北勢水道用水供給事業は、北勢地域8市町村の水需要に対処する
ため、1日最大計画給水量8万300立方メートル(うち、2万4,490立方メ
ートルは、一部給水開始済)を総事業費126億300万円で昭和46年度から昭
和53年度完成を目途に施行中であり、一方、南勢水道用水供給事業は、松
阪市及び伊勢市を中心とする南勢地区を給水区域とし、1日最大計画水量
16万700立方メートルを総事業費330億6,700万円をもって昭和50年度から
昭和57年度までの8か年で施行することとしている。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表

2) のとおりである。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 昭和53年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町及び木曾岬
村、三重郡朝日町及び川越町、津市、久居市、一志郡嬉野町、一
志町及び白山町並びに志摩郡5町

年間総給水量 16,495,863m³

一日平均給水量 45,194m³

主要な建設改良事業

業務設備改良工事	事業費	31,841千円
北勢広域水道建設事業	事業費	1,141,200千円
中勢広域水道拡張事業	事業費	548,000千円
南勢広域水道建設事業	事業費	1,000,000千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款 水道事業収益	2,065,051千円
第1項 営業収益	1,609,594千円
第2項 営業外収益	455,457千円

支出

第1款 水道事業費用	2,364,051千円
第1項 営業費用	1,040,276千円
第2項 営業外費用	1,322,775千円
第3項 予備費	1,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収入

第1款 資本的収入	2,689,200千円
第1項 企業債	2,095,000千円
第2項 補助金	487,531千円
第3項 負担金	106,669千円

支出

第1款 資本的支出	3,167,197千円
第1項 建設改良費	2,721,041千円
第2項 企業債償還金	442,990千円

第3項 返 還 金 3,166千円

(2) 昭和53年度事業の経営方針

一日最大給水量

志摩水道用水供給事業 31,000立方メートル

中勢水道用水供給事業 63,305立方メートル

北勢水道用水供給事業 39,490立方メートル

別表1

損 益 計 算 書

昭和52年4月1日から

昭和53年3月1日まで

(単位 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	794,843,758	営業収益	1,175,776,204
原水及び浄水費	255,702,384	給水収益	1,175,330,204
配水費	62,867,272	その他営業収益	446,000
業務費	104,396,918		
総係費	83,549,264		
減価償却費	287,222,352		
資産減耗費	1,105,568		
営業外費用	674,500,419	営業外収益	301,898,466
支払利息及び企業債取扱諸費	640,571,474	受取利息	59,800
受託工事費	33,876,000	他会計補助金	267,800,000
雑支出	52,945	受託工事収益	33,876,000
		雑収益	162,666
当年度費用合計	1,469,344,177		
当年度純利益	8,330,493		
合 計	1,477,674,670	合 計	1,477,674,670

別表2

貸 借 対 照 表

昭和53年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	20,482,400,670	固定負債	125,422,698
有形固定資産	20,481,355,338	他会計借入金	5,378,000
無形固定資産	607,332	引当金	120,044,698
投 資	438,000	流動負債	183,133,733
流動資産	188,875,078	未払金	156,133,733
現金預金	29,484,447	その他流動負債	27,000,000
未収金	109,073,113	負債合計	308,556,431
貯蔵品	23,274,931	資本金	16,491,245,403
前払金	42,587	自己資本金	120,000
その他流動資産	27,000,000	借入資本金	16,491,125,403
		剰余金	3,871,473,914
		資本剰余金	4,159,275,153
		欠損金	287,801,239
		(うち当年度純利益)	8,330,493
		資本合計	20,362,719,317
資産合計	20,671,275,748	負債資本合計	20,671,275,748

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 753,945,728円

工業用水道事業

1 事業の概況

北伊勢工業用水道事業は、既設の四日市、第1期、第2期及び第3期事業と昭和52年3月から一部給水を開始した第4期事業を合わせて、1日給水量88万5,000立方メートルの工業用水を北伊勢臨海工業地帯へ供給し、また、松阪工業用水道事業は1日給水量3万2,200立方メートルを松阪臨海工業地帯へ、一方、中伊勢工業用水道事業は1日給水量2万3,200立方メートルを津市内の工場へそれぞれ順調な給水を行つている。

建設事業では、昭和45年度から着工した北伊勢工業用水道第4期建設事業は、木曾川総合用水事業に水源を求め、桑名市、四日市市、鈴鹿市並びに三重郡朝日町、川越町及び楠町にわたる北勢地方に、1日給水量72万立方メートル(うち、36万立方メートルは、昭和52年3月一部給水開始済)の工業用水を給水しようとするものであり、総事業費は464億4,272万9,000円(水資源開発公団負担金を含む。)で昭和55年度完成を目的に施行中である。

また、鈴鹿工業用水道建設事業は、水資源開発公団施行の三重用水事業を水源とし、鈴鹿市及び四日市市に1日給水量2万4,000立方メートルの工業用水を確保するため、昭和47年度から昭和55年度までの9か年で総事業費は55億3,150万5,000円(水資源開発公団負担金を含む。)である。

一方、長良川河口堰建設事業は、北勢地方の将来の工業用水の需要に対処するため、1日給水量67万5,000立方メートルを確保しようとするものであり、昭和49年度から昭和57年度までの9か年で総事業費は58億7,704万4,000円(水資源開発公団負担金を含む。)である。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりである。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 昭和53年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	67社
年間総給水量	368,613,500m ³
1日平均給水量	1,009,900m ³

主要な建設改良事業

業務設備改良工事	事業費	42,050千円
北伊勢工業用水道第4期建設事業	事業費	1,076,976千円

鈴鹿工業用水道建設事業	事業費	37,930千円
長良川河口堰建設事業	事業費	280,000千円
北伊勢工業用水道第2期改良工事	事業費	22,000千円
北伊勢工業用水道第3期改良工事	事業費	76,000千円
北伊勢工業用水道第3期改良受託工事	事業費	77,000千円
中伊勢工業用水道改良工事	事業費	57,000千円
松阪工業用水道改良工事	事業費	22,597千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款 工業用水道事業収益	3,992,018千円
第1項 営業収益	3,986,659千円
第2項 営業外収益	5,359千円

支出

第1款 工業用水道事業費用	3,898,548千円
第1項 営業費用	2,674,163千円
第2項 営業外費用	1,222,385千円
第3項 予備費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収入

第1款 資本的収入	1,650,228千円
第1項 企業債	1,114,000千円
第2項 補助金	434,676千円
第3項 負担金	101,552千円

支出

第1款 資本的支出	2,701,706千円
第1項 建設改良費	1,691,553千円
第2項 企業債償還金	986,067千円
第3項 返還金	24,086千円

(2) 昭和53年度事業の経営方針

1 日給水量

北伊勢工業用水道	885,000立方メートル
松阪工業用水道	32,200立方メートル

中伊勢工業用水道

23,200立方メートル

別表1

損益計算書

昭和52年4月1日から
昭和53年3月31日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,560,659,202	営業収益	3,988,255,955
原水及び浄水費	1,133,958,103	給水収益	3,986,429,849
配水費	83,362,749	その他営業収益	1,826,106
業務費	238,766,527		
総係費	380,637,954		
減価償却費	714,712,409		
資産減耗費	8,892,460		
その他営業費用	329,000		
営業外費用	1,149,760,130	営業外収益	80,901,929
支払利息及び企業債取扱諸費	1,118,221,852	受取利息	50,841,512
受託工事費	10,248,000	受託工事収益	10,248,000
雑支出	21,290,278	雑収益	19,812,417
当年度費用合計	3,710,419,332	特別利益	6,668,295
当年度純利益	365,406,847	固定資産売却益	6,668,295
合計	4,075,826,179	合計	4,075,826,179

別表2

貸借対照表

昭和53年3月31日現在

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	43,686,605,893	固定負債	182,665,363
有形固定資産	43,655,112,688	引当金	182,665,363
無形固定資産	30,286,165	流動負債	601,563,075
投資	1,207,040	未払金	574,428,075
流動資産	1,016,917,716	その他流動負債	27,135,000
現金預金	234,220,393	負債合計	784,228,438
未収金	382,906,746	資本金	28,198,483,363
貯蔵品	15,594,359	自己資本金	745,747,488
短期貸付金	356,613,903	借入資本金	27,452,735,875
前払費用	18,655	剰余金	15,720,811,808
前払金	563,660	資本剰余金	15,329,363,049
その他流動資産	27,000,000	利益剰余金	391,448,759
		(うち当年度純利益)	365,406,847
		資本合計	43,919,295,171
資産合計	44,703,523,609	負債資本合計	44,703,523,609

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 3,871,919,360円

電気事業

1 事業の概況

宮川第一、宮川第二、宮川第三、長ヶ、三瀬谷及び青蓮寺の6発電所(最大出力80,000KW)は、本年度の供給電力量は目標電力量3億2,754万KWHに対し、2億8,702万8,078KWHの実績となった。

また、昭和51年度から2か年計画で着手した宮川第三発電所遠方制御設備事業は、総事業費3億5,521万300円で本年度完成した。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 昭和53年度予算の概要

ア 業務の予定量

年間販売電力量 317,403,000KWH

イ 収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款 電気事業収益 1,494,169千円

第1項 営業収益 1,493,960千円

第2項 財務収益 174千円

第3項 営業外収益 35千円

支出

第1款 電気事業費用 1,257,472千円

第1項 営業費用 952,317千円

第2項 財務費用 303,034千円

第3項 営業外費用 121千円

第4項 予備費 2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収入

第1款 資本的収入 1,543千円

第1項 返還金 1,440千円

第2項 雑収入 103千円

支出

第1款 資本的支出 429,493千円

第1項 建設改良費 38,828千円

第2項 企業債償還金 390,665千円

(2) 昭和53年度事業の経営方針

ア 供給先 中部電力株式会社

イ 最大出力 長ヶ発電所 2,400KW

宮川第一発電所 24,800KW

宮川第二発電所 27,600KW

宮川第三発電所 12,000KW

三瀬谷発電所 11,200KW

青蓮寺発電所 2,000KW

別表1

損益計算書

昭和52年4月1日から
昭和53年3月31日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	875,133,554	営業収益	1,337,590,596
宮川第一水力発電費	56,018,502	電力料	1,333,793,300
宮川第二水力発電費	162,800,011	その他営業収益	3,797,296
宮川第三水力発電費	161,333,552		
長水力発電費	20,248,160		
三瀬谷水力発電費	161,976,645		
大杉貯水池費	121,684,820		
青蓮寺水力発電費	21,415,876		
一般管理費	169,655,988		
財務費用	287,079,792	財務収益	117,000
支払利息及び企業債取扱諸費	287,079,792	受取利息	117,000
営業外費用	41,550	営業外収益	371,757
雑支出	41,550	雑収益	371,757
特別損失	325,200	特別利益	8,547,502
過年度損益修正損	325,200	固定資産売却益	8,183,142
		過年度損益修正益	364,360
当年度費用合計	1,162,580,096		
当年度純利益	184,046,759		
合計	1,346,626,855	合計	1,346,626,855

別表2

貸借対照表

昭和53年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	6,511,139,211	固定負債	325,778,288
有形固定資産	6,387,433,605	引当金	267,460,288
無形固定資産	115,208,370	その他固定負債	58,318,000
投 資	8,497,236	流動負債	386,894,460
流動資産	138,567,568	一時借入金	125,325,000
現金預金	15,957,882	未払金	173,651,595
未収金	114,772,657	未払費用	87,917,865
貯蔵品	7,507,947	負債合計	712,672,748
前払費用	323,840	資本金	5,665,088,274
前払金	5,242	自己資本金	1,449,000,000
		借入資本金	4,216,088,274
		剰余金	271,945,757
		資本剰余金	85,586,852
		利益剰余金	186,358,905
		(うち当年度純利益)	184,046,759
		資本合計	5,937,034,031
資産合計	6,649,706,779	負債資本合計	6,649,706,779

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 5,755,373,390円

土地開発事業

1 事業の概況

緑豊かな高原に勤労者の健全なレクリエーションと憩いの場となる保健休養地を提供しようとする青山高原保健休養地事業は、総事業費19億円余で造成済の分譲地について、昭和48年度から昭和52年度までに9回の分譲を実施した。

また、居住環境の質的な需要に応えるため、昭和47年度から着手した白山八対野開発事業は、経済変動による宅地需要の低迷から当初計画の再検討を行っている。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりである。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 業務の子定量

分譲面積 35,000㎡

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収 入	
第1款 土地開発事業収益	381,045千円
第1項 営業収益	381,045千円
支 出	
第1款 土地開発事業費用	311,764千円
第1項 営業費用	269,414千円
第2項 営業外費用	42,350千円

(3) 資本的収入及び支出の予定額

収 入	
第1款 資本的収入	一千円
支 出	
第1款 資本的支出	378,516千円
第1項 土地開発費	11,095千円
第2項 企業債償還金	367,421千円

別表1

損益計算書

昭和52年4月1日から
昭和53年3月31日まで

(単位 円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	181,588,920	営業収益	183,277,300
土地売却原価	97,400,730	土地売却収益	183,277,300
一般管理費	84,164,690		
資産減耗費	23,500		
営業外費用	55,433,078	営業外収益	125,201
支払利息及び企業債取扱諸費	55,414,578	受取利息	122,880
雑支出	18,500	雑収益	2,321
		当年度収益合計	183,402,501
		当年度純損失	53,619,497
合計	237,021,998	合計	237,021,998

別表2

貸借対照表

昭和53年3月31日現在

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	422,946	固定負債	535,000,000
有形固定資産	136,890	その他固定負債	535,000,000
無形固定資産	60,600	流動負債	425,090,662
投資	225,456	一時借入金	416,613,903
流動資産	1,521,765,879	未払金	5,358,609
未収金	459,938	前受金	3,118,150
土地開発資産	1,521,305,941	負債合計	960,090,662
		資本金	603,033,000
		自己資本金	82,500,000
		借入資本金	520,533,000
		剰余金	△40,934,837
		欠損金	40,934,837
		(うち当年度純損失)	(53,619,497)
		資本合計	562,098,163
資産合計	1,522,188,825	負債資本合計	1,522,188,825

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項及び同法第30条第2項の規定により、原土地改良区の新規土地改良事業計画（原地区）及び定款変更を昭和53年6月29日認可した。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営嬉野地区は場整備事業の計画を変更した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和53年7月11日から同月30日まで

3 縦覧の場所

嬉野町役場

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があった。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

1 作業種類

基本測量（土地利用調査）

2 作業期間

昭和53年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

伊勢市 多気郡明和町 度会郡玉城町 同郡小俣町 同郡御園村

お知らせ

県行造林立木の一般競争入札を次のとおり行いますから、希望者は、現物及び入札者注意書を熟覧のうえ、参加してください。

昭和53年7月7日

三重県知事 田川亮三

売払物件
主伐立木

入札番号	所在箇所 県行造林名	林小班	樹種	立木 本数	胸高直徑別										本数										
					8cm以下	10	12	14	16	18	20	22	24	26		28	30	32	34	36	38	40	42	44cm以上	
1	度会郡度会町 大字川上	7 8 1	ぎ す ま 計	2,249	26	36	67	97	169	159	235	215	236	229	168	188	113	97	66	44	34	29	41		
					92	155	243	342	467	445	505	392	258	160	84	51	15	14	4	1	—	—	—	—	—
					—	—	1	—	5	4	8	5	4	11	10	19	5	4	5	3	1	5	30	30	46
2	度会郡度会町 大字水会	1 1 3	ぎ す ま 計	4,314	330	224	289	366	417	427	456	380	346	262	224	167	125	103	67	54	29	23	25		
					14	56	74	128	208	199	237	177	120	85	43	17	8	10	—	2	—	—	—	—	
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					344	280	363	494	625	626	693	557	466	347	267	185	133	113	67	56	30	26			

2 契約内容説明、入札及び開札の日時及び場所

入札 番号	県 造	行 林	名 区分	契約内容説明、 入札及び 開札年月日	入札手 続の完 了時間	入札の 時間	開札の 時間	入札締切 後即時	契約内容の説明、 入札及び 開札の場所
1	一	之	類	主伐	昭和53年 7月25日	午前 10時15分	午前 10時30分	入札締切 後即時	三重県伊勢庁舎 2階第二会議室
2	七	保	"	"	"	午前 11時15分	午前 11時30分	"	"

3 入札保証金

入札保証金は、入札見積額の100分の5以上とし、現金又は銀行（三重県内の銀行）の振出し、あるいは保証する小切手により、入札時まで納付すること。

落札者が、所定の期日までに契約を結ばないときは、入札保証金は県に帰属する。

4 入札参加資格

三重県木材業者及び製材業者登録条例（昭和41年三重県条例第2号）の規定により、木材業者の登録をした業者（県外業者にあつては、それぞれの県において登録をした業者）とする。

5 入札の無効

入札者が、法令の規定又は契約担当者の決めた入札条件に違反したときは、その入札は無効とする。

6 売買契約及び契約保証金

落札者は、落札の通知をうけた日から5日以内に契約書を提出し、同時に契約保証金（売買額の100分の10以上）を現金又は銀行（三重県内の銀行）の振出し、あるいは保証する小切手により納めること。この期限を経過したときは、落札はその効力を失う。

7 売買代金の納入

売買代金は、その2分の1を売買契約締結後15日以内に、残額を昭和53年12月28日までに納入すること。

8 物件の引渡し

売買代金を納入後5日以内に引渡しを行う。

9 物件の搬出期限

昭和54年4月30日

10 現場案内

現場案内を希望する者は、南勢県民局伊勢林業事務所に申出て案内を受けること。

11 その他

- (1) 当日は、印章及び木材業者登録証を持参すること。
- (2) 入札用紙は、当日入札会場で配布する。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 不明の点については、三重県林業事務局林業課に問い合わせること。

毎週火、金曜日発行
購読料 1箇月 1,300円
1箇年 15,600円

昭和53年7月7日印刷発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷 三重県総務部学事文書課